

## 産業連関幹事会 第 10 回部門分類等検討ワーキンググループ議事概要

1 日 時 平成 23 年 6 月 9 日（木）15：10～17：20

2 場 所 経済産業省別館第 1111 号会議室

3 出 席 者

内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省  
事務局

4 議 題

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ①インターネット附随サービス | （総務省（統計局）担当部門） |
| ②宿泊業           | （厚生労働省担当部門）    |
| ③と畜            | （農林水産省担当部門）    |
| ④電子計算機付属装置     | （経済産業省担当部門）    |
| ⑤液晶素子          | （経済産業省担当部門）    |
| ⑥貸自動車          | （国土交通省（運）担当部門） |

(2) 部門分類等検討WGにおける当面の検討予定について

5 議事概要

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

検討対象部門の担当省から、資料 1～7 に基づき、部門分類の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた後、意見交換が行われた。

主な意見等は次のとおり。

【インターネット附随サービス】

○ 本部門は、平成 17 年表当時は、日本標準産業分類の小分類「インターネット附随サービス業」の活動を範囲としていた。しかし、その後、日本標準産業分類の第 12 回改定において、「サーバ・ハウジング・サービス」及び「サーバ・ホスティング・サービス」が「インターネット附随サービス業」から「その他の固定電気通信業」へ移行となったため、次回平成 23 年表においては、当該改定に合わせた活動の範囲とすることを検討している。

○ 細品目（10 桁品目）としては、「インターネット附随サービス」と、一つだけだが、この分割を行うことはできないのか。

← 現在のところ、分割に必要な推計資料がなく難しい。

- 本部門は、広告料収入を含めたトランスファー扱いとなっているが、こうした取扱いとした理由は何か。
  - ← 本部門における「広告」のもつ意味合いは、「新聞」や「民間放送」等と同様、インターネット附随サービスと密接不可分のものと考えられるため、いったん「広告」を経由して、各部門に産出させるトランスファー扱いとしたと考えられる。
  
- 「サーバ・ホスティング・サービス」については、17年表作成時に「その他の電気通信」から本部門に移行したところであり、平成23年表においては、再び「その他の電気通信」に戻すこととなるが、こうした取扱いが適切かどうか。
  - ← 日本標準産業分類の改定に対応した措置であり、推計に使用する1次統計においても同様の範囲となるため、適当なものと考えている。

#### 【宿泊業】

- 細品目（10桁品目）のうち「旅館・ホテル」は、構成比で94.7%と大部分を占めているが、「旅館」と「ホテル」を分割することは可能か。
  - ← 日本標準産業分類の細分類が「旅館・ホテル」であり、経済センサスー活動調査においても、「旅館・ホテル」での把握となっている。このため、分割することは困難である。
  
- 本部門の「ホテル」の活動においては、結婚式といった「冠婚葬祭業」の部分が含まれていると思われるが、実際に切り分けることは可能か。
  - ← 推計に使用している1次統計の結果をみると、「宿泊業」と「冠婚葬祭業」は分けて把握しており、「ホテル」の活動に「冠婚葬祭業」の部分が含まれているという認識はないが、確認が不十分であるとのこと指摘であれば、次回産業連関表の作成時に確認することとしたい。

#### 【と畜】

- 本部門は、日本標準産業分類の細分類「と畜場」及び細分類「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業の活動を範囲としている。このうち「と畜場」については、産業分類上は、獣畜のと殺から解体までを行う事業所を言う。実態として、と殺及び解体に加え部分肉の加工という活動も、一貫して行う事業所は増えてきているため、本部門の活動範囲や名称に関する検討が必要である。
  
- 現状においては、部分肉での推計は困難ではあるが、経済センサスー活動調査の結果を踏まえ、可能であるか検討したい。
  
- 枝肉での把握ということは、部分肉で把握を行うより、本部門の国内生産額が少なくなるのではないか。
  - ← 国内生産額についても、経済センサスー活動調査の結果を踏まえて、対処していきたい。

### 【電子計算機付属装置】

- 本部門には、「記録装置」「印刷装置」及び「その他の附随装置」が含まれており、これらを分割し部門として独立させることの可能性を検討したものの、各装置の投入構造は厳密には相違があるが、産出構造が共通しており、また、分割した際の各装置の生産額はさほど大きくないことから、平成17年表と同様、1部門として設定することを考えている。
- 産出先のうち調整項が産出額6位と上位に入ってきているが、妥当なのか。
  - ← 調整項は輸出業者を経由する輸出品の国内取引に係る消費税を計上している部門であり、輸出額の大きさと比較すると妥当なものと思われる。

### 【液晶素子】

- 日本標準産業分類の平成19年改定において、これまで細分類「その他の電子部品製造業」の中に含まれていた「液晶素子」が、細分類「液晶パネル・フラットパネル製造業」として新設された。従来の部門としては、細分類「その他の電子部品製造業」から「液晶素子」を抜き出す形で設定されていたが、分類改定により、細分類レベルでの対応が可能となった。
  - 一方、改定後の産業分類では「液晶パネル・フラットパネル製造業」として「プラズマパネル」を含んでおり、この細分類範囲は従来の「液晶素子」部門の定義・範囲と異なり、また、プラズマパネルは液晶素子と投入・産出構造が異なるため、従来の部門区分と同様、「液晶素子」の生産活動を範囲とすることを考えている。
- 日本標準産業分類からみると、本部門から除いている「プラズマパネル」は、どの部門に入るのか。
  - ← 「電子管」に入る。

### 【貸自動車業】

- 細品目（10桁品目）である「リース」と「レンタル」の定義の違いを教えてください。
  - ← 本部門において、「レンタル」とは自動車の使用者及び所有者がともに貸渡人であるレンタル会社名で登録される自家用自動車有償貸渡事業のことであり、使用期間は時間・日・週・月単位となっている。一方、「リース」とは借受人が自動車の使用者として、貸渡人が自動車の所有者として登録されるため、借受人に所有権は得られないが、購入した場合と同じように使用することができる。また、使用期間も「レンタル」に比べると長期に渡り、通常2年以上の契約となる。
- 産出先として、産出額第4位に「道路貨物輸送（除自家輸送）」が入ってきているが、これはどのようなケースなのか。
  - ← 運輸会社が、いわゆる緑ナンバーの営業用トラック等をリースもしくは

レンタルにより借りて、運輸業として営業している場合、自家輸送ではなく「道路貨物輸送（除自家輸送）」に計上されるためである。

- 「カーシェアリング」は本部門に含まれるのか。
  - ← 法令上はレンタカーと同様の扱いとなるため、本部門に含まれるものとする。
  
- 「カーシェアリング」については、現時点では、産業規模は大きくはないものの、今後、増加することも考えられるので、本部門内での切り分けの可能性に関して検討することが必要なのではないかと考えている。
  - ← 現時点では、産業規模が小さいため、切り分ける必要はないと考えている。
  
- リース・レンタル用として様々な用途の自動車があるが、どこまでが本部門に含まれるのか。
  - ← クレーン車やコンクリートミキサー車といった特種な用途に使用する自動車は、特種用途自動車（8ナンバー車）と呼ばれ、本部門に含まれる。
  - 一方、作業機を取り付けた車両で、走行や運搬よりも、その作業機を使用することを目的とした自動車は、特殊自動車（ブルトーザー等）と呼ばれ、本部門には含まれず、建設機械器具賃貸業に含まれる。

## 産業連関幹事会 第11回部門分類等検討ワーキンググループ議事概要

1 日 時 平成23年7月7日(木) 15:35~17:15

2 場 所 経済産業省別館第1020号会議室

3 出席者

内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省  
事務局

4 議題

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

- ①調整項 (総務省(政策統括官)担当部門)
- ②冠婚葬祭業 (厚生労働省担当部門)
- ③果実 (農林水産省担当部門)
- ④小売 (経済産業省担当部門)
- ⑤外洋輸送 (国土交通省(運)担当部門)

(2) 部門分類等検討WGにおける当面の検討予定について

5 議事概要

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

検討対象部門の担当省から、資料1~5に基づき、部門分類の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた後、意見交換が行われた。

主な意見等は次のとおり。

### 【調整項】

○ 本部門は、平成17年表と同様、間接輸出の割合の推計方法が課題となる。製造業部門は、工業統計(平成23年表では、経済センサス-活動調査)により、間接輸出の割合は把握できるが、製造業以外では、前回表の間接輸出割合を使用するしかない。

○ 調整項は、現在、輸出計の内数になっているが、調整項は、輸出品の国内における取引過程で課せられた消費税の還付分を計上するための項目であり、いわば国内取引に関する項目である。これを輸出額の一部として扱うことについては疑義がある。また、輸出する商社は消費税の還元を受けるので、「卸売」にその分をマイナス計上して、調整項全体としては0とする方法が考えられるのではないか。

← 消費税については、売上から仕入を引いた額に課税されるが、固定資本

も仕入に入るので、同様に還付の問題がある。「卸売」の部分に間接輸出の還付分を入れるとバランスを取るのが難しくなる。還付分をどこに入れば良いかは、難しいが今後、検討が必要である。

#### 【冠婚葬祭業】

- 細品目（10 桁品目）については、経済センサス-活動調査に合わせて、日本標準産業分類の細分類レベルで設定することを考えている。
- 投入構造については、「サービス産業・非営利団体等投入調査」により、日本標準産業分類の小分類である「火葬・墓地管理業」と「冠婚葬祭業」ごとに把握はしているが、「冠婚葬祭業」が 97%と大部分を占めるので、当部門の分割を行うことは難しい。
- 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動について、「道路貨物輸送（除自家輸送）」に含め、本部門には含めないことについては、総合解説編中の部門説明で記載済。

#### 【果実】

- 推計に使用している「果樹生産出荷統計」（作物統計調査）の変更により、10 桁品目である「その他のかんきつ」の部分の把握が出来なくなったことから、「特産果樹生産動態等調査」を使用し、推計を行うことを考えている。
- りんごを例とすると、生産物の細品目（10 桁品目）の「りんごの植物成長」の部分は、そのまま、最終需要部門である「国内総固定資本形成（民間）」になるが、この部分は 2 面等価の関係から、粗付加価値の部分ではどこの部門に入るのか。
  - ← りんごの植物成長は、苗木が成園になるまでの一定期間、剪定、施肥等の投入を行うことにより、未成園を成園に整備する活動である。リンゴの植物成長の産出額は、未成園に対して投じた中間投入と未成園の整備に係る労働費等によって得られるものである。この活動によって得られる産出額は、中間投入分及び付加価値分ともに、国内総固定資本形成に産出されることから、この活動によって発生した雇用者所得等の付加価値及びこの活動の中間投入財生産（肥料会社等）の過程で発生した付加価値が最終需要項目の国内総固定資本形成と対応することとなり、需要項目と付加価値の等価性が保たれていると考えている。
- みかんのように、収穫期が暦年をまたぐような場合については、年産による把握だと思うが、これを暦年に置き換えているのか。もし、置き換えていないとなると、家計消費支出とのバランスがとれるのかという問題が生じると思うが、いかがか。
  - ← 暦年に置き換えることはしていないが、年産値であっても最近はそれほど価格の変動はないので、大きな問題は無いと考えている。

- 列部門は一つである一方で、行部門を分割されている。産出構造をみると、それほど大きな違いがあるとは思えないが、行を分けている特段の理由があるのか。
  - ← 品目ごとに施策上の利用が見込まれることから行部門を分割している。
- 「その他のかんきつ」の部分は、従来使用していた「果樹生産出荷統計」で把握が出来なくなったので、「特産果樹生産動態等調査」を使用することだが、数値に乖離はないのか。
  - ← 比較したところ、数値の開きはあまりない。

#### 【小売】

- 本部門においては、日本標準産業分類の平成 19 年 11 月改定により新設された「持ち帰り・配達飲食サービス業」に該当する部分が含まれており、産業連関表においても新設をするかどうか検討しなくてはならない。
  - ← 「持ち帰り・配達飲食サービス業」の新設について、日本標準産業分類への格付けについては、主たる産業ということで、格付けが容易であるが、産業連関表においては、アクティビティという観点で分解して見る必要があることから、技術的に難しい問題があると思われる。例えば、作り置きの総菜も並んでいる一方で、注文を受けて弁当を調理するという形態の店の取扱いをどうするのかなど、検討が必要である。
- 「無店舗小売業」を新設する際に、検討が必要な事項のひとつとして、「雇用マトリックス」を推計する際に課題は出てこないのか。「雇用マトリックス」については、国勢調査の結果を使用しているが、「無店舗小売業」という区分では集計されないと思うので、推計が困難になることはないのか。
  - ← 「無店舗小売業」は基本分類「小売」の内数であるため、雇用マトリックスの作成には影響はない。

#### 【外洋輸送】

- 投入額の推計に「有価証券報告書」を使用し、投入調査を実施しない理由を教えてください。
  - ← 外洋輸送を行う企業の財務諸表については、海運企業財務諸表準則に則って、船舶特有の項目を含むのみならず、通常の財務諸表よりも細かい内容であることから、投入調査を行わなくとも推計には支障はないためである。
- 「三国間貨物輸送」とは、どのような輸送なのか。
  - ← 日本の船舶が、日本以外の二国間の貨物輸送を行うことを指す。
- 「国際収支明細表」と「運賃収入総括表」の輸出入の数値が異なることがあるが、これは概念が異なるのか。理由について教えてください。
  - ← 次回のWGまでに調べて発表したい。

## 産業連関幹事会 第12回部門分類等検討ワーキンググループ議事概要

1 日 時 平成23年8月4日(木) 15:40~17:00

2 場 所 経済産業省別館第1020号会議室

3 出席者

内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省  
事務局

4 議題

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

- ①個人教授業 (内閣府担当部門)
- ②スポーツ施設提供業・公園・遊園地 (内閣府担当部門)
- ③郵便・信書便 (総務省(統計局)担当部門)
- ④紙製衛生材料・用品 (経済産業省担当部門)
- ⑤その他のパルプ・紙・紙加工品 (経済産業省担当部門)

(2) 部門分類等検討WGにおける今後の検討について

5 議事概要

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

検討対象部門の担当省から、資料1~7に基づき、部門分類の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた後、意見交換が行われた。「郵便・信書便」以外については特段の異議は示されなかった。

主な意見等は次のとおり。

### 【個人教授業】、【スポーツ施設提供業・公園・遊園地】

〔変更のポイント〕

日本標準産業分類(JSIC)の改定で細分類である「フィットネスクラブ」が、小分類の「教養・技能教授業」から「スポーツ施設提供業」に移ったことを踏まえ、IOでは、現在「個人教授業」に含まれている「フィットネスクラブ」を「スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に移す。

- JSICの範囲に合わせることに異論はない。ただ、細分類「スポーツ・健康教授業」(引き続き、小分類「教養・技能教授業」に残る。)と「フィットネスクラブ」(小分類「スポーツ施設提供業」に移った。)は、前者が主としてスポーツ等を教授している活動、後者が主としてスポーツ等を行うための場所を貸す活動であることから、同一事業所で産業格付けが頻繁に変わる



ことが想定される。このため、両者を I O で別部門として問題がないか、やや懸念がある。

#### 【郵便・信書便】

〔変更のポイント〕

J S I C の改定により、大分類「情報通信業」に含まれていた小分類「信書送達業」が廃止され、大分類「運送業、郵便業」（旧「運輸業」）に小分類「郵便業（信書便事業を含む）」が新設された。J S I C に合わせると、本部門は、I O においても統合大分類「情報通信業」から「運輸」に移す必要があるが、従前通りの「情報通信業」の中の部門のままでよいか。

- 部門分類の基準の一つとして、J S I C、I S I C との整合性が求められている。したがって、J S I C が変更された以上、時系列上、どうしても前回の区分を維持する必要があるなどの特段の理由がなければ、I O 分類も変更すべき。
- 従前の「信書送達業」には「小包郵便物」にあたるものは入っていないか。
  - ← 郵政部局としては、入っていないとしている。
  - ← しかし、今回 J S I C で設けられた「郵便業」には、「郵便物、信書便物」と書かれていて、「信書便」とは別に「郵便物」が挙げられている。これは、小包郵便物ではないのか。
- 本部門については、各府省庁から意見を頂き、それを統計局に提供し、統合大分類のどこに含めることにするのか、「小包郵便物」に当たるものをどのように整理するのか等について、改めて整理し、当WGの中で再検討することとしたい。

#### 【紙製衛生材料・用品】、【その他のパルプ・紙・紙加工品】

〔変更のポイント〕

J S I C の改定に伴い、現行の I O の基本分類「紙製衛生材料・用品」を、「その他のパルプ・紙・紙加工品」の中に統合する。また、J S I C の細分類「繊維板製造業」については、「その他のパルプ・紙・紙加工品」から「その他の木製品」に移す。

- 特に質疑なし。

《前回のWGにて確認が必要とされていた疑問点及び回答》

## 【外洋輸送】

〔疑問点〕「国際収支明細表」と「運賃収入総括表」の数値が異なることがあるが、これは概念が異なるのか。理由について教えて欲しい。

〔回答〕「運賃収入総括表」では、本邦の船会社（日本籍船、外国用船含む）を利用した運賃分が計上されており、「国際収支明細表」では、外国の船会社を利用した運賃分が計上されている。このように概念が異なるため数値が異なっている。

### (2) 部門分類等検討WGにおける今後の検討について

総務省政策統括官室から、資料8に基づき、本WGの今後の進め方について、提案がなされた。

具体的には、限られた時間の中で効率的に議論する必要があること、また、各部門の概念・定義・範囲については、来年の年明けから予定している個別検討の中で再確認できることから、本WGにおける検討対象部門の候補として挙げられているもののうち、生産額が大きいだけで特段の論点が見られない部門など、検討に係る優先順位の低い部門を除外し、検討する部門の絞り込みを行うというものである。

この提案について、特段の異議はなかったが、今後の流れについては、次のとおり質問があった。

- 現在、検討候補に挙がっているもののうち、優先度の低いものを落とすだけでいいのか。また、新たに追加する部門を考える必要があるのか。
  - ← 基本的に、既に検討候補として挙げられているものの中から、優先順位の低いものを削るという理解で結構である。
  
- 資料8で示された今後の流れの中で、「総務省において調整」とされている部分は、どういうことをするのか。
  - ← 基本的には、各省から出された意見を尊重したいと考えているが、別の視点から、その部門について、このWGで検討すべきという必要性が見つかった場合には、御相談することがあり得るという意味である。
  
- 検討対象部門についての意見は、いつまでに出せばいいか。
  - ← 今回の提案は、9月のWGの審議予定項目から適用したいと考えているので、9月のWGの資料を作るためには、いつまでに方向性が決まっていればよいかということによると思う。今のところ、次回8月25日の幹事会で修正スケジュールを示し、そこで幹事会として了解を得たいと思っている。それで間に合うということであれば、8月19日までに、意見を出していただくということによいと思うが、いかがか。
  - ← それで対応できる。
  - ← では、8月19日までに、検討対象から外す分類について連絡するというようお願いしたい。

## 産業連関幹事会 第13回部門分類等検討ワーキンググループ議事概要

1 日 時 平成23年9月8日(木) 15:20~16:20

2 場 所 経済産業省別館第1020号会議室

### 3 出席者

【各府省庁等】内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【事務局】総務省(政策統括官室)

### 4 議題

#### (1) 再検討事案

○郵便・信書便(総務省(統計局)担当部門)

#### (2) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

①カメラ

(経済産業省担当部門)

②その他の光学機械

(経済産業省担当部門)

#### (3) 部門分類等検討WGにおける予定表について

### 5 議事概要

#### (1) 再検討事案(WGでの検討における「郵便・信書便」再検討について)

前回のWGで検討された「郵便・信書便」について、意見提出のあった省及び検討対象部門の担当省から、資料1に基づき、①「郵便・信書便」の統合分類における扱いと、②当部門の定義範囲における意見について説明が行われた後、再度、検討が行われた。

このうち、①の「郵便・信書便」の統合分類における扱いについては、J S I Cの改定に合わせ、統合大分類を「情報通信」から「運輸業」の範囲に変更するとともに、当該大分類を「運輸・郵便」と改めることで了承が得られた。

②の「郵便・信書便」の定義範囲については、以下のとおり、荷物(ゆうパック、ゆうメール)の取扱いを中心に意見が有り、アクティビティ概念で整理した際、郵便事業会社が行う活動のうち、法律上の郵便物又は信書便物に含まれない「荷物」(ゆうパック、ゆうメール)を当該部門から除き、国土交通省が推計を担当している「道路貨物輸送」等に含める事の必要性を整理する必要が生じた。また、当該部門の定義範囲を事業所概念とするのかアクティビティ概念とするのかについては、総務省政策統括官室で整理をすることとなった。

主な意見等は次のとおり。

- 郵便・信書便の現行の定義範囲によるCTは、1兆7000億円。ゆうパック、ゆうメールのCTは、3,385億円であることから、そのウェイトは2割近くにのぼる。そもそも郵便法の対象になっていない「荷物」が、「郵便・信書便」の相当部分を占めるということに問題があるのではないか。これに対して、道路貨物輸送のCTが13兆3000億円。ゆうパック等の配達業務が宅配便を

行う事業者と同じアクティビティと考えて、ここに 3385 億円を加えても、2～3%程度なので、その影響は小さい。

- 基本的にはアクティビティに基づいて、当該部門から、荷物（ゆうパック、ゆうメール）を切り分けることが妥当であると思うが、郵便事業株式会社における事業活動において、郵便に係るアクティビティと荷物に関するアクティビティは明確に分かれていない面もあるのではないか。  
← 確かに実態としては、郵便も荷物も混在して配達等を行っていると考えられる。
  
- 「郵便・信書便」の定義範囲にゆうパックやゆうメールを残すか否かについて、特段こだわるものではない。  
← ゆうパックやゆうメールを現在の「郵便・信書便」からはがして推計することができるかどうかポイントになると思う。  
← 国土交通省において、ゆうパックやゆうメールを、道路貨物輸送等に取り込んだときに、推計が可能かどうか資料をまとめてほしい。
  
- 少なくとも、現在の定義範囲は、郵便物や信書便を運ぶというアクティビティ概念と、郵便事業会社で行っている業務という事業所概念が混在している。いずれにしても、どちらかの概念に沿って整理することが必要ではないか。  
← 総務省政策統括官室において、アクティビティの概念による定義範囲とした場合と、事業所概念を定義範囲とした場合とを比較・整理した資料を作成する。国土交通省においては、この資料も参考にして、回答案を考えてほしい。

## (2) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

検討対象部門の担当省から、資料2～4に基づき、部門分類の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた後、意見交換が行われ、特段の異議は示されなかった。

変更のポイントは次のとおり。

### 【カメラ】、【その他の光学機械】

〔変更のポイント〕

J S I Cの改定に伴い、現行のI Oの基本分類「カメラ」を、「その他の光学機械」の中に統合するとともに、「眼鏡製造業（枠を含む）」については、「その他の光学機械」から「その他の製造工業製品」に移す。

## (3) 部門分類等検討WGにおける予定表について

総務省政策統括官室から、資料5-1に基づき、前回のWGにおいて提案した今後の進め方に基づき、優先順位の低い部門を除外し、検討する部門の絞り込みを行った結果について、予定表の修正版と併せて報告がなされた。

主な意見等は次のとおり。

- 「持ち帰り・配達飲食サービス」については、「その他」に区分した上で、

総務省が資料を作るとしているが、具体的にどのような流れになるのか。

- ← この部門については、現時点においては、まだ推計担当府省が決まっていない。そのため、検討する前に、各省の担当部門の中に入れること適当ではないと判断した。したがって、全体的な資料については、ひとまず総務省で作成するが、関連する府省に資料作成について協力をお願いすることになると考えている。
- ← 作業が必要な場合は余裕を持って依頼していただければありがたい。